

岩手県収用委員会告示第15号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による裁決書の送達について、送達を受けるべき土地所有者及び関係人の所在が不分明のため送達することができないので、次のとおり告示する。

平成29年9月29日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 送達すべき書類 一般国道45号改築工事（八戸・久慈自動車道・青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠地内から岩手県久慈市夏井町鳥谷第7地割地内まで）並びにこれに伴う県道、町道及び普通河川付替工事に伴う収用事件に係る裁決書の正本
- 送達を受けるべき土地所有者及び関係人の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
岩手県久慈市夏井町閉伊口第7地割26番地2	川端 行雄

- 収用し、又は使用すべき土地等の表示

(1) 収用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用すべき土地の面積	実地の状況
岩手県九戸郡洋野町種市第2地割字八木	64番5	山林	242㎡	242.72㎡	242.72㎡	山林

(2) 使用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	使用すべき土地の面積	実地の状況
岩手県九戸郡洋野町種市第2地割字八木	64番6	山林	12㎡	12.75㎡	12.75㎡	山林

- 送達すべき書類の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

付記 上記の書類を受領しないときは、平成29年10月11日をもって送達があったものとみなされます。